

令和7年度 浪速区日本語サポーター募集要項

次のとおり、令和7年度浪速区日本語サポーターを募集します。

1 活動内容

浪速区内大阪市立小学校・中学校に在籍する、帰国や来日等により日本語の指導が必要な児童・生徒を対象として、次のいずれかのうち、サポーターの希望をふまえて区及び学校と調整のうえ決定する。

(1) 授業中や休憩時間に付き添い、校内生活のサポートを行う

(サポート内容例：発音指導、文字・表記指導・語彙の指導・文型の指導などのサポート、通訳（中国語・ベトナム語・ネパール語・フィリピン語・ロシア語等）によるコミュニケーションのサポート等)

(2) 休憩時間や放課後等に日本語指導や学習支援を行う

(3) その他、児童及び生徒の状況に応じて、教職員と連携しながら適切な支援等を行う。

※指導及びサポートは基本的に日本語で行う。

2 活動条件

(1) 報償金 1時間につき1,100円を支給する。交通費が必要な場合、1日480円を上限に、報償金として加算する。(ただし、交通費については他の勤務等との重複払いはしない。)支給の基礎となる活動時間数は、活動した月の全時間数によって計算するものとする。なお、全時間数に30分未満の端数を生じたときはこれを30分に切り上げ、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

指定の口座あて、翌月25日(休日の場合は金融機関の翌営業日)を基準日として振り込む。総支給額の10.21%を所得税及び復興特別所得税の額として源泉徴収する。

(2) 活動時間 活動時間は1時間単位とし、1人当たりの週の活動時間は15時間を上限とする。詳細は、区及び学校との調整により決定する。

(3) 活動場所 浪速区内の大阪市立小学校・中学校。

(4) 保険加入 活動中の事故に対応するため、損害保険に一括加入する。保険料は大阪市の負担とする。なお、活動する学校が決定した後、保険を適用するものとする。

3 浪速区日本語サポーターの要件

(1) 18歳以上である者

(2) 当該活動に関する理解が深く、児童及び生徒と意欲的に関わることができる者。

(3) 大阪市暴力団排除条例第2条1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 申請の手続き

(1) 次のいずれかの方法で申請すること。

・大阪市行政オンラインシステム

(URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/37e6e5e0-3797-4c5a-a931-11f2a6a65738/start>) に必要事項を入力して申請する。

・「浪速区日本語サポーター登録票兼活動条件承諾書」を「浪速区ホームページ」よりダウンロードし、必要事項を入力の上、下記申し込み先までメールにより申請する。

(2) 浪速区日本語サポーターに応募後、活動内容の説明や応募者の簡単な面談等を行うため、区より応募者あて面談日時連絡を行う。なお、オンライン (Microsoft Teams) により面談を行う。

5 募集期間

本要項掲出日から令和8年2月末日まで。(土・日・祝・12月29日～1月3日を除く。)

6 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出書類(「大阪市行政オンラインシステム」への入力内容を含む)に虚偽の記載がある場合は、すべて無効となる。

(3) 「大阪市行政オンラインシステム」及び「浪速区日本語サポーター登録票兼活動条件承諾書」等に入力された個人情報については、「個人情報保護法」及び「大阪市個人情報保護条例」に基づき取り扱い、学校等との連絡調整、報償金の支払い等、本市事業の遂行に必要な範囲でのみ使用する。

※「大阪市行政オンラインシステム」及び「浪速区日本語サポーター登録票兼活動条件承諾書」に入力された個人情報及び面談時に聴取した内容のうち、必要な事項について区役所から学校に情報提供する。

7 申し込み・問い合わせ先

大阪市浪速区役所市民協働課(教育・学習支援)

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-2 0 大阪市浪速区役所 6階 61番窓口

(メールアドレス : tj0002@city.osaka.lg.jp)

(電話 : 06-6647-9743)